

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

北九州工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己

◇： 評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を

◆： 導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	北九州工業高等専門学校
2. 所在地	福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20番1号
3. 学科等の構成	準学士課程：生産デザイン工学科 専攻科課程：生産デザイン工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産デザイン工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：生産デザイン工学専攻） その他（なし）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：1, 141人 教員数：専任教員74人 助手数：1人
(2)特徴	
<p><沿革></p> <p>北九州工業高等専門学校（以下、「本校」という。）は、高等教育機関の一つとして工業に関する専門教育を授け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る技術者を育成するため、昭和40年4月1日北九州市に創設された。当初は、機械工学科と電気工学科の2学科で発足したが、昭和45年度に化学工学科、昭和62年度に電子制御工学科が増設された。平成元年には、機械工学科が機械工学科と制御情報工学科に分離改組され、平成8年度には生産工学専攻、制御工学専攻、化学工学専攻の3専攻から成る専攻科が設置された。</p> <p>また、平成10年度には化学工学科が物質化学工学科に改組され、平成14年度に電気工学科が電気電子工学科に、平成16年度には専攻科化学工学専攻が物質化学工学専攻に名称変更された。さらに時代の要請に合わせ、平成27年度には本科については、これまでの5学科体制から生産デザイン工学科1学科、専攻科については3専攻体制から生産デザイン工学専攻1専攻にそれぞれ改組された。社会や地域の成長戦略を考慮して、本科には3年生から分化する5つの専門コース（機械創造システムコース、知能ロボットシステムコース、電気電子コース、情報システムコース、物質化学コース）が、専攻科には環境・資源・材料領域、エネルギー応用・創生領域、機能・情報デザイン領域の3領域が設置され、現在に至っている。令和元年度までに8,320名の卒業生及び909名の修了生を産業界の第一線並びに大学等の高等教育研究機関に送り出してきた。</p>	

平成17年度には、専攻科の「生産デザイン工学」教育プログラムについて日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査を受け、令和3年度まで認定が継続されている。また、平成18年度、25年度には大学評価・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価を受け、本校は高等教育の基準を十分満たしていると評価を受けた。平成26年度には「特例の適用認定を受けた専攻科」における教育の実施状況等の審査による外部機関審査を受審し、認定を受けたが、平成27年度の専攻科改組を受けて再度受審し、改めて特例適用専攻科として認定されている。

<教育>

教育理念「明るい未来を創造する開拓型エンジニアの育成」に基づき、教育目的として、①幅広い工学基礎と創造的技術開発力の修得、②国際社会で尊敬され、信頼される国際センスの修得、③地球にやさしい技術を開発できる心豊かな人間性の涵養、を掲げ、全人的早期理工系教育を実施している。政令指定都市である工業都市北九州に位置して近隣に多くの企業や大学を抱える地の利を活かし、産業界や大学との連携による教育の充実を図っている。最近では企業・高等教育機関で取り組むインターンシップについて、従前から実施している「短期型（体験型）」に加え、本科4年には平成22年度から、専攻科1年には平成29年度から「長期型（実践的課題解決型）」を開始しており、北九州市・関門地域を含む地域周辺の企業とも連携した、長期間にわたって学生が企業の現場で技術者と協働して諸課題を解決する仕組みが成熟しつつあり、課題解決型人材の育成が期待される。加えて、平成25～29年度の5年間での高専機構としての教育改革事項として、アドミッション・ポリシー、教育の質向上、モデルコアカリキュラム（MCC）、Problem-Based-Learning（PBL）、Active-Learning（AL）、ICT活用、海外インターンシップ、国際交流、学生支援・環境整備、“KOSEN4.0”イニシアティブならびに業務の効率化などが設定・運用されており、本校ではこれらに対応した対策と実践にも注力している。

<地域との連携>

平成12年設置の地域共同テクノセンターを中心に、地場企業との共同研究を推進し、実践的な高度技術教育という高専の教育理念に沿った研究を行い、地元産業界の発展と地域の活性化を図っている。これまでに、経済産業省等の研究開発事業や福岡県、北九州市などの地域開発推進事業、個別の企業や近隣の大学等との共同研究で多くの実績を挙げ、地域の発展と活性化に貢献してきた。さらに、平成23年度には「企業技術者等活用プログラム」が採択され、学外の教育サポーター2名が配置され、産学連携の共同教育や北九州市との連携によるインターンシップ事業もより一層充実・強化された。

<学生活動>

勉学のみならず、学生が主体となって運営する学生会行事が年間を通じて活発で、体育大会や高専祭には、保護者はもちろん、近隣の多くの住民の参観がある。また、課外活動も盛んで、輝かしい実績を挙げている。特に、ロボットコンテストでは全国大会で3度の優勝を果たしている。

II 目的

1. 使命

本校では、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成するために、「明るい未来を創造する開拓型エンジニアの育成」を教育理念に掲げ、教育方針の柱としている。そして、全人的早期理工系教育によって、学生のエンジニアとしての資質を伸ばし、実験・実習を重視したカリキュラムを通じて社会・産業界に貢献できる実践的かつ開拓型のエンジニアの育成を使命としている。

2. 目的

学校の目的：「本校は、教育基本法にのっとり、学校教育法に基づいて、深く工業に関する専門の教育を受け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る有能な技術者を育成することを目的とする」（北九州工業高等専門学校学則第1条）

準学士課程：学校の目的と同じ

専攻科課程：「専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」（北九州工業高等専門学校学則第56条）

また、本校の教育理念に基づき、次の教育目的を掲げている。「①幅広い工学基礎と創造的技術開発力の修得、②国際社会で尊敬され、信頼される国際センスの修得、③地球にやさしい技術を開発できる心豊かな人間性の涵養」（学校要覧p.2）

3. 養成する人物像

準学士課程：「生産デザイン工学科で養成する人物像を次のとおりとする。

- (1) 工学に関する基礎学力と自学自習能力を身に付けた技術者
 - (2) 専門工学領域に関する高度な知識と技術を身に付けた技術者
 - (3) 社会の発展のために貢献できる地域マインドを有した技術者
 - (4) 多様な価値観を理解する豊かな教養と見識を持ち、柔軟な思考と洞察のできる技術者
 - (5) グローバルな現場で協調性豊かにリーダーシップを発揮できる技術者」
- （北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関する規則第2条）

コース別：「第2条第2号に掲げる人物像について、コース別に次のとおり具体的内容を定める。

- (1) 機械創造システムコースは、機械工学をベースに、実践的な機械技術、幅広い工学分野に関する知識・技術を身に付け、様々な技術が融合した高度な生産システムに対応できる技術者とする。

(2) 知能ロボットシステムコースは、社会における要求や課題に対して、ロボット技術を駆使して自ら解決策を提案、デザインできる（機械系ロボット）技術者とする。

(3) 電気電子コースは、電気電子技術を活用し、幅広い工学分野の問題解決に貢献できる電気電子技術者とする。

(4) 情報システムコースは、ICT（情報通信技術）を活用したシステムに関連するハードウェアとソフトウェアの知識と技術を身に付け、様々なコンピュータ応用分野で活躍できる技術者とする。

(5) 物質化学コースの応用化学系は、新素材技術及び環境資源に配慮した研究開発や生産技術に関する問題解決に貢献できる技術者とし、応用生物系は、生物資源・環境資源に配慮した化学技術の問題解決に貢献できる技術者とする。」

(北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関する規則第3条)

専攻科課程：

(1) 専攻科入学までに修得した専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学）に関わる工学知識・専門技術をさらに深め、身に付けた技術者

(2) 他の工学分野の知識・技術を身に付け、融合複合領域の問題に対応できる技術者

(3) 高い教養と語学力、倫理観を有し、他者と協働できるグローバルマインドを有する技術者

(4) 日本における近代工業発祥の地である北九州市の歴史的、産業的、精神的マインドを持ち、社会に貢献できる技術者

(北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関する規則第2条)

重点学修領域別に養成する人物像：

(1) 「A：環境・資源・材料」における重点学修領域別人物像は、生産を通じた環境技術、資源活用、材料開発等の持続可能社会を生み出す生産技術を学んだ技術者とする。

(2) 「B：エネルギー応用・創生」における重点学修領域別人物像は、生産活動の原動力となるエネルギーの応用機器・利用技術、創生技術を学んだ技術者とする。

(3) 「C：機能・情報デザイン」における重点学修領域別人物像は、デザイン（機能と設計）による新たな価値を創出する術を学んだ技術者とする。

(北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関する規則第3条)

II 基準ごとの自己評価

基準1 教育の内部質保証システム

<p>評価の視点</p> <p>【重点評価項目】</p> <p>1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p>			
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。）</p> <p>○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。</p> <p>※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。</p> <p>○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。</p> <p>○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。</p> <p>○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。</p> <p>○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。</p>			
<p>関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等 資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の実施方針を定めた規則」		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） 資料1-1-1-(2)-01 「自己点検・評価の実施体制を示す組織図」 資料1-1-1-(2)-02 「自己点検・評価の実施体制を示す規則（1）」 資料1-1-1-(2)-03 「自己点検・評価の実施体制を示す規則（2）」 資料1-1-1-(2)-04 「自己点検・評価の実施体制を示す規則（3）」	第3条～第6条 第2条・第7条 第1条・第3条	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料1-1-1-(3)-01 「自己点検・評価の項目を定めた規則」	第2条第3・4項・別表	

【重点評価項目】
 観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。

○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。

※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。）

○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 「一般的な自己点検データの収集・蓄積状況を示す資料」		
	資料1-1-2-(1)-02 「成績評価データの収集・蓄積状況を示す資料」		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-03 「一般的な自己点検データの収集・蓄積の担当組織・責任体制を示す規則」	第3条～第5条	
	資料1-1-2-(1)-04 「成績評価データの収集・蓄積の担当組織・責任体制を示す資料」	JABEE・認証評価専門部会が担当	
(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(2)-01 「自己点検・評価の頻度を定めた規則」	第5条～第6条	
	資料1-1-2-(2)-02 「自己点検・評価の実施状況がわかるウェブサイト」		
	資料1-1-2-(2)-03 「一般的な自己点検・評価の結果を示す資料」		
	資料1-1-2-(2)-04 「一般的な自己点検・評価結果の年次報告書」	P1赤枠の詳細をP2以降に示す	
	資料1-1-2-(2)-05 「5年間の自己点検・評価の活動報告」		
	資料1-1-2-(2)-06 「成績評価に関する自己点検・評価の実施計画」		
	資料1-1-2-(2)-07 「成績評価に関する自己点検・評価の実施例」		

	<p>◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。</p>		
	<p>一般的な自己点検・評価は、自己点検・自己評価委員会の責任のもと毎年実施されている。その結果は、促進又は改善すべき事項等を付して年次報告書としてまとめられ、校長に提出されている。また、5年ごとに自己点検・評価結果が集約され「5年間の点検結果」として公表されている。(資料1-1-2-(2)-01~05) 成績評価に関する自己点検・評価は、JABEE・認証評価専門部会の責任のもと、計画的に実施されている。(資料1-1-2-(2)-06・07) 一般的な点検・評価では自己点検データ(資料1-1-2-(1)-01)が、成績評価に関する点検・評価では成績評価データ(資料1-1-2-(1)-02)が有効に活用されている。以上から、適切な実施頻度でデータや資料が有効に活用されて点検・評価が行われるといえる。</p>		
<p>(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している</p>	<p>◇公表状況がわかる資料(ウェブサイトのアドレスの明示でも可。) 資料1-1-2-(2)-02「自己点検・評価の実施状況がわかるウェブサイト」</p>	<p>https://www.kct.ac.jp/annai/kyouikukatsudou/jikotenken/</p>	

【重点評価項目】
観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

- 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。
- 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。
- 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■ 教員	資料1-1-3-(1)-01 「教員に対する意見聴取に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-02 「教員に対する意見聴取の実施状況がわかる資料」		
	資料1-1-3-(1)-03 「教員（学級担任）に対する意見聴取に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-04 「教員（学級担任）に対する意見聴取の様子がわかる資料」	この資料は平成28年度のものであるが、これ以降も懇談会は継続して開催されている。	
□ 職員	資料1-1-3-(1)-05 「教員（学級担任）に対する意見聴取の結果がわかる資料」		
■ 在学生	資料1-1-3-(1)-06 「在学生に対するアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-07 「在学生に対するアンケート結果」		
■ 卒業（修了）時の学生	資料1-1-3-(1)-08 「卒業（修了）時の学生に対するアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-09 「卒業（修了）時の学生に対するアンケート結果」		
■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	資料1-1-3-(1)-10 「卒業（修了）生に対するアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-11 「卒業（修了）生（就職者）に対するアンケート結果」		
	資料1-1-3-(1)-12 「卒業（修了）生（進学者）に対するアンケート結果」		
■ 保護者	資料1-1-3-(1)-13 「保護者懇談会でのアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-14 「保護者懇談会でのアンケート結果」		
■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-15 「就職先関係者に対するアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-16 「就職先関係者に対するアンケート結果」		
	資料1-1-3-(1)-17 「進学先関係者に対するアンケートの実施に関する資料」		
	資料1-1-3-(1)-18 「進学先関係者に対するアンケート結果」		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-19 「意見聴取にもとづく自己点検・評価の報告状況がわかる資料」		

<p>(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p>	<p>◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所</p>		
<p>【在学生の意見聴取】</p> <p><input type="checkbox"/> 学習環境に関する評価</p> <p><input type="checkbox"/> 学生による授業評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）</p> <p><input type="checkbox"/> 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>資料1-1-3-(2)-01 「学生による教育・学習の達成度および満足度に関する評価を踏まえた自己点検・評価を行っていることがわかる資料」</p>	<p>P1は教務委員会で評価した結果を自己点検・自己評価委員会に報告した資料で、P2以降はそれを踏まえて自己点検・自己評価委員会で評価した資料である。</p>	
<p>【卒業（修了）時の意見聴取】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 卒業（修了）時の学生による満足度評価</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>資料1-1-3-(2)-01 「学生による教育・学習の達成度および満足度に関する評価を踏まえた自己点検・評価を行っていることがわかる資料」</p>	<p>P1は教務委員会で評価した結果を自己点検・自己評価委員会に報告した資料で、P2以降はそれを踏まえて自己点検・自己評価委員会で評価した資料である。</p>	
<p>【卒業（修了）後の意見聴取】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>資料1-1-3-(2)-02 「卒業生・修了生の学習成果に関する本人および就職・進学先等による評価を踏まえた自己点検・評価を行っていることがわかる資料」</p>	<p>上のコメントは各委員会で評価した結果を自己点検・自己評価委員会に報告した内容で、赤枠のコメントが自己点検・自己評価委員会の評価結果である。</p>	
<p>【外部評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 外部有識者の検証</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置計画履行状況調査</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>資料1-1-3-(2)-03 「外部有識者の検証（運営協議会）での評価状況がわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(2)-04 「機関別認証評価での指摘事項に対する取り組みの点検・評価状況がわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(2)-05 「JABEE継続審査での指摘事項に対する取り組みの点検・評価状況がわかる資料」</p>		
	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。</p>		

【重点評価項目】
観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】
 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。
 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。
 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）		
	資料1-1-1-(2)-01 「自己点検・評価の実施体制を示す組織図」		
	資料1-1-4-(1)-01 「自己点検・評価の結果を改善・向上に結び付ける体制を示す規定」	第6条	
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01 「前回の機関別認証評価での指摘事項を示す資料」		
	資料1-1-4-(2)-02 「前回の機関別認証評価での指摘事項に対する取り組み状況を示す資料」		
	資料1-1-4-(2)-03 「前回の機関別認証評価での指摘事項に対する取組状況の点検評価結果を示す資料」		
	資料1-1-4-(2)-04 「前回の機関別認証評価での指摘事項に対するその後の取組状況がわかる資料（試験問題）」		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-03 「全般的な自己点検・評価の結果を示す資料」		
	資料1-1-4-(3)-01 「JABEE審査の結果を示す資料」		
	資料1-1-4-(3)-02 「外部有識者による評価（運営協議会）での協議内容を示す資料」		
	資料1-1-4-(3)-03 「外部有識者による評価（運営協議会）での点検・評価の概要を示す資料」		
◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料	資料1-1-4-(3)-04 「自己点検・評価での提言に対する取組状況の点検結果」		
	資料1-1-4-(3)-05 「JABEE審査での指摘事項への取組の点検・評価の結果」		

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

<p>評価の視点</p> <p>1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。</p>			
<p>（準学士課程）</p> <p>観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。 <p>関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他 	<p>◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」</p>	<p>(1)本校準学士課程は1学科5コース制であるため、ディプロマ・ポリシーはガイドラインを踏まえた上で、各コースの学修成果達成目標と、各コース共通の学修成果達成目標を定めている。</p>	
<p>(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）と整合性を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 整合性を有している 	<p>資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」</p>	<p>(2) ディプロマ・ポリシーに示す各コース共通の学修成果②、③は本評価書のII目的にある養成する人物像の準学士過程の項目に対応し、各コースの学修成果①は本評価書のII目的にある養成する人物像のコース別の項目に対応する。</p>	
<p>(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 示している 	<p>資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>	<p>(3) ディプロマ・ポリシーに示す学修成果に明確に示してある。</p>	

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01「本科の3つの方針（DP、CP、AP）」	(1)ガイドラインを踏まえた上で、1、2学年では全コース共通、3学年以降は各コースのカリキュラム・ポリシーが定められている。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01「本科の3つの方針（DP、CP、AP）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	(2) カリキュラム・ポリシーにある①、②、③は、それぞれディプロマ・ポリシーにある学習成果①、②、③を達成するための科目編成・実施の方針を示している。	
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している <input type="checkbox"/> その他	資料1-2-1-(1)-01「本科の3つの方針（DP、CP、AP）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	(3)カリキュラム・ポリシーには1学年から5学年までの教育過程の編成について示してある。また、各コースの教育内容、シラバスに従った学習成果の評価について示している。	

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令 (法)第57条、第118条(施)第165条の2
 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」	(1) 1、2 学年は共通教育であり、その間にコース選択を行い3 学年より各コースの専門教育が始まる。したがって、アドミッション・ポリシーはガイドラインを踏まえた上で、準学士課程全体として定めている。	
<input checked="" type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている <input type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他			
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。	資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」	(2)アドミッション・ポリシーにある「北九州高専が求める学生像」は、本評価書IIにある学校の目的およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏襲している。	
<input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。	資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」	(3)準学士過程における入学者選抜の基本方針：「本校の教育理念及び学習・教育目標を達成するために、適性と総合的な基礎学力を十分に持つ者を合格とします。」（資料1-2-1-(1)-01より抜粋）	
<input checked="" type="checkbox"/> 明示している			

(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」	(4) 「北九州高専が求める学生像」として明示している。	
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	資料1-2-1-(1)-01 「本科の3つの方針 (DP、CP、AP) 」	(5) 「北九州高専が求める学生像」の項目①と②には学力の3要素の(1)「知識・技能」に係る内容が含まれ、項目③には(2)「思考力・判断力・表現力等の能力」に係る内容、項目④には(3)「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に係る内容が含まれている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程) 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3~6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)			
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input checked="" type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)がわかる資料 資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針(DP、CP、AP)」	(1)本校専攻科課程は1専攻であるので、ディプロマ・ポリシーはガイドラインを踏まえた上で、専攻科課程全体として定めている。	
(2) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的(本評価書IIに記載したもの)と整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している	資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針(DP、CP、AP)」	(2) ディプロマ・ポリシーに示す学修成果①は本評価書IIにある養成する人物像の専攻科過程の項目(1)(2)に対応し、学修成果②、③は項目(3)(4)に対応する。	
(3) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 示している	資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針(DP、CP、AP)」	(3) ディプロマ・ポリシーに示す学修成果に明確に示してある。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
 ○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」	(1)ガイドラインを踏まえた上で、カリキュラム・ポリシーが定められている。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している	資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」	(2)カリキュラム・ポリシーにある①、②、③、④は、それぞれディプロマ・ポリシーにある学習成果①、②、③を達成するための科目編成・実施の方針を示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している <input type="checkbox"/> その他	資料1-2-4-(1)-01「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」	(3)カリキュラム・ポリシーには教育過程の編成について示してある。また、教育内容、シラバスに従った学習成果の評価について示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。</p> <p>関係法令（法）第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 専攻科課程全体として定めている</p> <p>□ 専攻ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>資料1-2-4-(1)-01 「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」</p>	<p>(1)アドミッション・ポリシーはガイドラインを踏まえた上で、専攻科課程全体として定めている。</p>	
<p>(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p>■ 目的・方針等を踏まえて策定している</p>	<p>資料1-2-4-(1)-01 「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」</p>	<p>(2)アドミッション・ポリシーにある「北九州高専が求める学生像」は、本評価書Ⅱにある学校の目的およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏襲している。</p>	
<p>(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>	<p>資料1-2-4-(1)-01 「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」</p>	<p>(3) 専攻科過程における入学者選抜の基本方針：「調査書と学力検査により、本校の教育理念及び学習・教育目標を達成するための適性と高等専門学校準学士課程等における基礎学力を十分に持つ者を合格とする。」（資料1-2-6-(1)-01より抜粋）</p>	
<p>(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>	<p>資料1-2-4-(1)-01 「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」</p>	<p>(4)「北九州高専が求める学生像」として明示している。</p>	
<p>(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p>■ 含まれている</p>	<p>資料1-2-4-(1)-01 「専攻科の3つの方針（DP、CP、AP）」</p>	<p>(5)「北九州高専が求める学生像」の項目①には学力の3要素の（1）「知識・技能」に係る内容が含まれ、項目②には（2）「思考力・判断力・表現力等の能力」に係る内容と、（3）「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に係る内容が含まれている。</p>	
	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		

1 - 2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

<p>評価の視点</p> <p>1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>			
<p>観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。</p>			
<p>関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）</p>	<p>学校の目標および三つの方針については、卒業生・修了生やその就職先企業や進学先の大学を対象とするアンケートの結果をJABEE・認証評価専門委員会できとりまとめ、自己点検・自己表委員会に報告する。同委員会はアンケート結果を分析し、校長に報告する。校長の指示を受けた教務委員会と専攻科委員会は、社会の状況等を考慮して適宜見直しを行う。</p>	
	<p>資料1-3-1-(1)-01 「本校の目的&三つの方針点検体制図」</p>		
<p>(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。</p> <p>■ 点検して、改定している</p>	<p>◇点検の実情に関する資料（実績）</p>	<p>令和元年に学校の目標と三つの方針について就職先の企業、就職した卒業生、進学先の大学、進学した卒業生を対象としたアンケートを実施した。集計の結果、4者とも89%以上が「十分」、「やや十分」、「普通」と回答している。また、就職先向けアンケートに付随して、本校の教育目的と三つの方針についての意見を、自由記述形式で求めた。複数の企業から「納得出来る」「十分である」という評価の一方で、「内容を少し絞り込んで」という意見もあった。</p> <p>自己点検・自己評価委員会では、アンケートの結果を基に、近年の社会の状況を考慮して議論し、現状では教育目的と三つの方針の改定を要しないと判断している。</p>	
	<p>資料1-3-1-(2)-01 「就職先向けアンケート集計結果」</p>		
	<p>資料1-3-1-(2)-02 「就職者向けアンケート集計結果」</p>		
	<p>資料1-3-1-(2)-03 「進学先向けアンケート集計結果」</p>		
	<p>資料1-3-1-(2)-04 「進学者向けアンケート集計結果」</p>		
	<p>資料1-3-1-(2)-05 「就職先向けアンケート 教育目的と3つの方針に対する企業の意見」</p>		
<p>資料1-3-1-(2)-06 「教育目的と3つの方針に関するアンケート結果の分析と審議」</p>			
<p>1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

基準 1

優れた点

改善を要する点

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。
- 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書IIに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書IIに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 資料2-1-1-(1)-01 「学科の構成がわかる資料」 資料2-1-1-(1)-02 「本科のDP」 本校では「教育基本法にのっとり、学校教育法に基づいて、深く工業に関する専門の教育を授け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る有能な技術者を育成する」という本校の目的を果たすべく「生産デザイン工学科」1学科を置いているので整合性は取れている（資料2-1-(1)-01）。また、社会や地域の成長戦略を考慮し、3年次より5つの専門コースを設けている（資料2-1-(1)-01）が、ディプロマ・ポリシーの学修成果①に専門コースごとの学修成果を示しており、この点も整合性は取れている（資料2-1-(1)-02）。		

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 「専攻科の構成がわかる資料」		
	資料2-1-2-(1)-02 「専攻科のDP」		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校では、学校教育法に基づいて学則第56条に定めた目的を果たすべく、生産デザイン工学専攻の1専攻のみで構成される専攻科を設置しているので整合性は取れている(資料2-1-(2)-01)。また本校専攻科の教育内容はディプロマ・ポリシーと整合性は取れている。		

観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）</p> <p>資料2-1-3-(1)-01 「組織体制のわかる図」</p> <p>資料2-1-3-(1)-02 「主事会議規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-03 「運営委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-04 「入学試験委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-05 「教務委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-06 「専攻科委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-07 「厚生補導委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-08 「学生相談室規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-09 「自己点検・自己評価委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-10 「JABEE・認証評価専門部会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-11 「創造教育推進センター委員会規則」</p> <p>資料2-1-3-(1)-12 「教員会議規則」</p>		
<p>(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）</p> <p>資料2-1-3-(2)-01 「活動実績がわかる資料」</p> <p>資料2-1-3-(2)-02 「会議開催状況一覧」</p> <p>本校では毎年度年度計画を立案し、担当する組織を決定する（表の「年度計画欄」および「北九州高専担当組織」）。この計画に基づき各組織は活動し、年度末に「実績報告」として報告する（表の「実績報告」欄）。実績報告の内容について「自己点検・自己評価委員会」が点検・評価し（表の「自己点検・自己評価委員会による点検・評価結果」欄）、評価結果は校長に提出されるとともに、各委員会に周知され、次年度以降の教育活動に生かされる仕組みとなっている。</p>		

2-1 特記事項			
この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		

<p>(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 博士の学位</p> <p>■ ネイティブスピーカー (担当する言語を母国語とする)</p> <p>□ 技術資格</p> <p>■ 実務経験 (教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等)</p> <p>■ 海外経験</p> <p>□ その他</p>	<p>◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。</p>			
	<p>【別紙様式】担当教員一覧表に示すように、専門コースにおける博士の学位取得率は96.2%であり、本校の目的である「深く工業に関する専門の教育を授け」ることができる体制を取っている。実務経験を有する教員は52人中21人であり、5つ全ての専門コースに在籍している。このことから、本校の目的である「産業の興隆に貢献し得る有能な技術者」あるいは養成する人物像(2)(3)に掲げる「専門工学領域に関する高度な知識と技術を身に付けた技術者」「社会の発展のために貢献できる地域マインドを有した技術者」育成の全部または一部に対応できる教員配置であるといえる。また、本校は第2外国語でドイツ語・フランス語・中国語・韓国語を開講し、ネイティブスピーカーによる授業を行っている。海外での勤務経験者3人、在外研究員の経験者18人が所属しており、養成する人物像(4)(5)に掲げる「多様な価値観を理解する豊かな教養と見識を持ち、柔軟な思考と洞察のできる技術者」「グローバルな現場で協調性豊かにリーダーシップを発揮できる技術者」育成の全部もしくは一部に対応できる教員配置であるといえる。</p>			
<p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。</p>				

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科は特例適用専攻科として認定されており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	<p>◇教員の年齢構成がわかる資料 (観点4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。)</p> <p>資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成がわかる資料」</p> <p>◆配慮の取組について、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-2-3-(1)-01「教員の年齢構成がわかる資料」に示すように、専門分野、経歴、年齢等の諸条件を満たす優れた教員を確保するため、広く公募により人材を求め採用している。その結果、年齢構成は均衡がとれている。</p>		
<p>(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 教育経歴</p> <p>■ 実務経歴</p> <p>■ 男女比</p> <p>□ その他</p>	<p>◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料</p> <p>【別紙様式】担当教員一覧表</p> <p>資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。</p>	<p>専門コースでは前回の認証評価受審時と比べて、実務経験を有する教員数は56人中20人から52人中21人に増えている。また、博士の学位取得率は96.2%である。男女共同参画に対しても積極的に取り組んでおり、令和2年度では女性教員10名が在職している。</p>	

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input type="checkbox"/> 学位取得に関する支援 <input type="checkbox"/> 任期制の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 公募制の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 教員表彰制度の導入 <input type="checkbox"/> 企業研修への参加支援 <input checked="" type="checkbox"/> 校長裁量経費等の予算配分 <input type="checkbox"/> ゆとりの時間確保策の導入 <input type="checkbox"/> サバティカル制度の導入 <input type="checkbox"/> 他の教育機関との人事交流 <input type="checkbox"/> その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01 「R2教員公募要領（英語）」		
	資料2-2-3-(3)-02 「北九州工業高等専門学校功労者表彰規則」		
	資料2-2-3-(3)-03 「校長裁量経費の配分実績がわかる資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「校長個人面談実施通知」		
	資料2-2-3-(3)-02 「北九州工業高等専門学校功労者表彰規則」		
	資料2-3-1-(1)-02 「実績に基づく校長裁量経費配分導入の経緯に関する資料」		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 資料2-3-1-(2)-01 「校長裁量経費の配分についてわかる資料」	資料の具体的な内容については、以下の(3)で詳しく述べる。	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(2)-01 「校長裁量経費の配分についてわかる資料」		
	資料2-3-1-(3)-01 「教育研究重点化促進経費の配分について」		
	資料2-2-3-(3)-02 「北九州工業高等専門学校功労者表彰規則」		
	資料2-3-1-(3)-02 「功労者表彰式についての案内」		

◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
毎年実施される校長面談と予算の重点配分のための審査資料（資料2-3-1-(2)-01のP3以降）に基づいて、教員個人に対し、校長自ら予算の重点配分を行う（資料2-3-1-(3)-01）。さらに、教員相互の推薦による教員顕彰の制度（資料2-2-3-(3)-02）もあり、表彰状が授与される（資料2-3-1-(3)-02）。		
◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
資料2-3-1-(4)-01 「非常勤講師への授業アンケートについてのお知らせとお願い」		
◇実施していることがわかる資料		
資料2-3-1-(4)-02 「非常勤講師の授業アンケート集計結果」		

(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。

■ 実施している

観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11~14条

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員 (非常勤教員を除く。) の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇定めている規程がわかる資料 (採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。) 資料2-3-2-(1)-01 「北九州工業高等専門学校教員選考基準」 資料2-3-2-(1)-02 「北九州工業高等専門学校教員選考規則」 資料2-3-2-(1)-03 「北九州工業高等専門学校人事委員会規則」 資料2-3-2-(1)-04 「北九州工業高等専門学校教員候補者推薦委員会規則」 資料2-3-2-(1)-05 「北九州工業高等専門学校資格審査委員会規則」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input checked="" type="checkbox"/> 模擬授業の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 教育歴の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験の確認 <input type="checkbox"/> 海外経験の確認 <input type="checkbox"/> 国際的な活動実績の確認 <input type="checkbox"/> その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-3-2-(2)-01 「教員公募要領」 資料2-3-2-(2)-02 「教員選考個人調書」 資料2-3-2-(2)-03 「人事委員会議事要録」 資料2-3-2-(2)-04 「教員候補者推薦委員会報告書 (1次審査)」 資料2-3-2-(2)-05 「教員候補者推薦委員会報告書 (2次審査)」 資料2-3-2-(2)-06 「資格審査委員会報告書」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(2)-03 「人事委員会議事要録」		
	資料2-3-2-(2)-04 「教員候補者推薦委員会報告書（1次審査）」		
	資料2-3-2-(2)-05 「教員候補者推薦委員会報告書（2次審査）」		
	資料2-3-2-(2)-06 「資格審査委員会報告書」		
	教員の採用や昇格等は、当該コースのコース長が発議し、人事委員会、教員候補者推薦委員会、資格審査委員会を経て、校長が資格審査結果に基づき決定し、人事委員会に報告する。教育上の能力に関する評価は、高等専門学校の設置基準に則った評価のほかに、新規採用者については、面接による判断、内部昇格や配置換えの時は、それまでの教育（教科指導、校務分掌、課外活動等）に対する評価で判断を行う（資料2-3-2-(2)-03、資料2-3-2-(2)-04、資料2-3-2-(2)-05、資料2-3-2-(2)-06）。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01 「非常勤講師任用に関する内規」		
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令（設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 資料2-4-1-(1)-01 「創造教育推進センター委員会規則」		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02 「創造教育推進センターの実施体制」 資料2-4-1-(1)-03 「FDの実施計画がわかる資料」		
	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料2-4-1-(2)-01 「FD講演会（H27～R1）」		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料2-4-1-(2)-02 「FD講演会『授業力アップのためのAL』実施概要と報告」		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 資料2-4-1-(2)-01 「FD講演会（H27～R1）」 資料2-4-1-(3)-01 「PBL型授業の科目一覧」 資料2-4-1-(3)-02 「課題解決型アイデア賞受賞報告」 資料2-4-1-(3)-03 「AL教育の成果論文」		
	H27年度に開催されたPBLに関するFD講演会（資料2-4-1-(2)-01）を受けて、H28年度以降、PBLを導入する授業科目を増やした。（資料2-4-1-(3)-01）これらの取り組みから学生の受賞（資料2-4-1-(3)-02）や論文発表（資料2-4-1-(3)-03）といった成果が得られ、教育水準の向上に貢献できた。		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている			

<p>観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。</p> <p>【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。</p> <p>関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料	【別紙様式】高等専門学校現況表以外の資料として、左記の資料を挙げる。	
	資料2-4-2-(1)-01 「組織図」		
	資料2-4-2-(1)-02 「事務及び教育研究支援室組織規則」		
	資料2-4-2-(1)-03 「事務及び教育研究支援室組織細則」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	資料2-4-2-(1)-04 「教育研究支援室規則」		
	資料2-4-2-(2)-01 「図書館規則」		
	資料2-4-2-(2)-02 「図書館委員会規則」		
<p>観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p> <p>【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント (管理運営等の研修) への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況 (参加状況等。) の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 「H28技術職員研修会」		
	資料2-4-3-(1)-02 「技術職員の情報処理講習修了証及び登録証」		
	資料2-4-3-(1)-03 「技術職員の研修会への参加状況を示す資料」		
	資料2-4-3-(1)-04 「FD講演会 (H27~R1)」		
<p>2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

基準 2

優れた点			
改善を要する点			

基準3 学習環境及び学生支援等

<p>評価の視点</p> <p>3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</p>			
<p>観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。</p>			
<p>関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
■ 確保している			
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
■ 確保している			
(3) 運動場を設けているか。	◇設置状況がわかる資料		
■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	資料3-1-1-(3)-01「北九州高専学校配置図」		
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。	◇設置状況がわかる資料		
■ 備えている	【別紙様式】高等専門学校現況表	設置基準第23条第1項の専用施設を示す。	
	資料3-1-1-(4)-01「校舎に専用の施設を備えていることがわかる資料」	設置基準第23条第2項、3項の施設を示す。	
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。)	◇設置状況がわかる資料		
■ 実験・実習工場	資料3-1-1-(5)-01「校舎に附属施設を備えていることがわかる資料」	ものづくりセンター・第一工場、ものづくりセンター・第二工場、総合研究実験棟、地域共同テクノセンターを設置している。	
□ 練習船		なお、本校ではH25年度以降の工場改修に伴い、工場の名称を「ものづくりセンター・第一工場」「ものづくりセンター・第二工場」とした。	
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		

(6) 自主的学習スペースを設けているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 「自主的学習スペースとして利用可能なスペースを示す資料」		
	資料3-1-1-(6)-02 「図書館1F自主的学習スペース」		
	資料3-1-1-(6)-03 「図書館の開館状況がわかる資料」		
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (該当する選択肢にチェック <input checked="" type="checkbox"/> する。) <input checked="" type="checkbox"/> 厚生施設 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーションスペース <input type="checkbox"/> その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 「北九州高専学校配置図」		
	資料3-1-1-(7)-02 「福利施設・コミュニケーションスペースを示す資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 「安全衛生管理規則」	第4・5条	
	資料3-1-1-(8)-02 「職場巡視を行っていることがわかる資料」		
	資料3-1-1-(8)-03 「安全点検項目」		
	◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-04 「学生施設・設備使用規則」		
	資料3-1-1-(8)-05 「安全教育講習」		

<p>(9) (8)の体制が有効に機能しているか。</p> <p>■ 機能している</p>	<p>◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。</p> <p>資料3-1-1-(8)-02 「職場巡視を行っていることがわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(8)-03 「安全点検項目」</p> <p>資料3-1-1-(9)-01 「安全教育講習 旋盤」</p> <p>資料3-1-1-(9)-02 「安全教育講習 フライス盤」</p> <p>資料3-1-1-(9)-03 「作業毎の安全教育実施時間数がわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(9)-04 「安全講習会を受けた学生がわかる資料」</p> <p>施設の安全管理に関しては、安全衛生委員会が点検項目事項や安全衛生管理計画を作成し、定期的に職場巡視等を行い、安全な環境を保つように努めている(資料3-1-1-(8)-02, 資料3-1-1-(8)-03)。また、学生は、ものづくりセンターの設備の一部を,教職員の管理の下で実験・実習、部活動等で利用できる。その際、作業毎の安全教育を事前に行っている(資料3-1-1-(9)-01, 資料3-1-1-(9)-02)。これを受講した学生のみで設備利用を許可する体制を堅持している(資料3-1-1-(9)-03, 資料3-1-1-(9)-04)。</p>	
<p>(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料</p> <p>資料3-1-1-(10)-01 「施設 設備のバリアフリー化」</p> <p>資料3-1-1-(10)-02 「バリアフリー例01 図書館」</p> <p>資料3-1-1-(10)-03 「バリアフリー例02 福利施設」</p> <p>資料3-1-1-(10)-04 「バリアフリー例03 新設された図書館エレベータ」</p>	
<p>(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規程等の資料</p> <p>資料3-1-1-(11)-01 「施設環境マネジメント専門部会規則」</p>	<p>第2条第2号</p>
<p>(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料</p> <p>資料3-1-1-(12)-01 「教育・生活環境全体の利用状況がわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(12)-02 「JABEE審査結果」</p> <p>◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。</p> <p>平成28年JABEE審査実地調査で、学生の面談を行った結果コミュニティスペースを増やして欲しいという要望があり(資料3-1-1-(12)-02)、施設・環境マネジメント委員会(現 施設・環境マネジメント専門部会)で、コミュニティスペースを増やすことが決定され、当該年度にコミュニティスペースを増やした(資料3-1-1-(12)-03, 資料3-1-1-(12)-04)。</p> <p>資料3-1-1-(12)-03 「改善を検討していることがわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(12)-04 「新設されたコミュニティスペース」</p>	

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

- 【留意点】**
- この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
 - この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料3-1-2-(1)-01 「学内ネットワークの整備状況」 資料3-1-2-(1)-02 「学生が利用可能なパソコン台数」 資料3-1-2-(1)-03 「学術情報センター規則」 資料3-1-2-(1)-04 「ITセンター規則」		
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01 「情報セキュリティ管理に関する規程等がわかる資料」 資料3-1-2-(2)-02 「情報システムの利用について」 資料3-1-2-(2)-03 「ユーザガイドライン」 資料3-1-2-(2)-04 「情報システム利用ガイド」 資料3-1-2-(2)-05 「ITセンター専門委員会規則」 資料3-1-2-(2)-06 「組織図」		
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01 「前期時間割」 資料3-1-2-(3)-02 「後期時間割」		

(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規定等の資料		
	資料3-1-2-(2)-06「組織図」		
	資料3-1-2-(4)-01「WebClass・Blackboardの利用状況」		
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01「無線APの増設依頼について」		
	資料3-1-2-(5)-02「IT専門委員会議事要録」		
	資料3-1-2-(5)-03「無線APの取り扱いについて」		
	無線アクセスポイントが高専機構で統一のものとなり、一定数が支給されたが不足する部屋が多発し、資料3-1-2-(5)-01に示すように教職員から無線アクセスポイントの設置や増設依頼が多く発生した。その対応として資料3-1-2-(5)-02に示すようにITセンター専門委員会で審議し、予算を確保して各専門コースに順次アクセスポイントの増設を実施している。		

<p>観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。</p> <p>○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。</p>			
<p>関係法令（設）第25条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 備えている	資料3-1-3-(1)-01 「図書館の整備状況がわかる資料」		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
■ 系統的に収集、整理している	資料3-1-3-(2)-01 「図書館の整備方針がわかる資料」		
	資料3-1-3-(2)-02 「図書館の整備状況がわかる資料」		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
■ 活用されている	資料3-1-3-(3)-01 「図書館の利用状況がわかる資料」		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
■ 行っている	資料3-1-1-(6)-03 「図書館の開館状況がわかる資料」		
	資料3-1-3-(4)-01 「電子ジャーナル等の利用実績がわかる資料」		
	資料3-1-3-(4)-02 「購入希望図書申込み（図書館ホームページ）」		
	資料3-1-3-(4)-03 「新入生への説明会を行っていることがわかる資料」		
<p>3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

評価の視点
 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

- 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
- 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） <ul style="list-style-type: none"> ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 □ 留学生 ■ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他 	◇実施状況がわかる資料 資料3-2-1-(1)-01 「H31新入生オリエンテーションスケジュール」 資料3-2-1-(1)-02 「R1専攻科新入生オリエンテーション説明資料」 資料3-2-1-(1)-03 「R1編入学予定者のための学習説明会レジメ」 資料3-2-1-(1)-04 「工学基礎実験Ⅰガイダンス資料」 資料3-2-1-(1)-05 「R1安全教育講習の案内」 資料3-2-1-(1)-06 「新入生およびその保護者との相談状況が分かる資料」 資料3-2-1-(1)-07 「障害のある学生への対応状況が分かる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 担任制・指導教員制の整備 □ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 ■ 電子メールによる相談受付体制の整備 ■ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他 	<p>◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-01 「コース長・学年主任・学級担任・教科代表規則」</p> <p>資料3-2-2-(1)-02 「学生相談室の受付体制が分かる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-03 「情報システムの利用について」</p> <p>資料3-2-2-(1)-04 「TOEIC IPを実施していることが分かる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-05 「外国への留学に関する支援体制が分かる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>第2・7条</p> <p>本校では入学した学生全員にGoogleAppsメールアドレスを配布し、電子メールを利用した学習相談が行える体制を整備している。またwebclass、blackboardといった授業支援ツールを利用し、小テストの実施や課題の提出（成績確認も可能）、ツールを利用した学習相談が行える体制も整備している。</p>	
<p>(2) (1)は、学生に利用されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用されている 	<p>◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(2)-01 「TOEIC IP受験者数がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-02 「海外留学した学生数が分かる資料」</p>		

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input checked="" type="checkbox"/> 担任制・指導教員制の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 学生との懇談会 <input checked="" type="checkbox"/> 意見投書箱 <input type="checkbox"/> その他	◇制度がわかる資料	
	資料3-2-2-(3)-01 「担任-学科-委員会-他の組織との関連図」	
	資料3-2-2-(3)-02 「R1校長、主事等と卒業予定代表者との懇談会の案内」	
	資料3-2-2-(3)-03 「意見箱（オンライン）の内容がわかる資料」	
	資料3-2-2-(3)-04 「提案箱の内容がわかる資料」	
	資料3-2-2-(3)-05 「意見箱・提案箱への投書件数一覧」	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
(4) (3)は、有効に機能しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料	
	資料3-2-2-(4)-01 「校長・主事と卒業予定代表者との懇談会」	懇談会で寄せられた学生からの要望を反映し、平成29年度末に女子トイレが増設され、環境が改善された。

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

- 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
- (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条

※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 「留学生に対する支援体制を示す規則（1）」	第3条第7号	
	資料3-2-3-(1)-02 「留学生に対する支援体制を示す規則（2）」	第5条・第7条	
	資料3-2-3-(1)-03 「短期留学生に対する支援体制を示す規則」	第8条・第11条	
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 「留学生指導教員・チューターの配置がわかる資料」		
	資料3-2-3-(2)-02 「短期留学生の指導教員の配置がわかる資料」		
	資料3-2-3-(2)-03 「留学生を支援する取り組みがわかる資料」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-04 「留学生に対するチューターの支援状況がわかる資料」		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学生に対する支援体制を規定した規則」	第2条・第7条 編入学生に限定した規定ではないが、編入学生も他の学生と同様に担任制によって支援されているため、本資料を提示している。	

(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料			
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料			
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学生を支援する取組（入学前）がわかる資料」			
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）			
	資料3-2-3-(4)-02 「編入学生を支援する取組（入学時）がわかる資料」	入学式当日、編入学生は入学式終了後、教務係で学級担任と対面する。その後、学級担任は編入学生に対して、学習・生活についてのガイダンス、学内案内等を行うこととなっている。		
	◇支援の実施状況がわかる資料			
	資料3-2-3-(4)-03 「編入学生を支援する取組（入学後）がわかる資料」			
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料			
	資料3-2-3-(5)-01 「社会人学生への支援の体制がわかる資料（1）」	本校では社会人学生を専攻科でのみ受け入れているため、社会人学生は専攻科に所属することとなる。		
	資料3-2-3-(5)-02 「社会人学生への支援の体制がわかる資料（2）」	第2条・第3条 社会人学生に限定した資料ではないが、他の専攻科生と同様に専攻科委員会・専攻科主事補が支援する体制となっているため、本資料を提示している。		
	資料3-2-3-(5)-03 「社会人学生への支援の体制がわかる資料（3）」			
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料			
		現在は、社会人学生が在籍していないため、支援は行っていない。		
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）			
	◇支援の実施状況がわかる資料			

(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 「障害のある学生への支援体制を定めた規則」	第2条 障害のある学生に限定した資料ではないが、他の学生と同様に、学生相談室が支援する体制であるため、本規則を掲示している。発達障害に関しては、以下のよう な支援体制を整備している。	
	資料3-2-3-(7)-02 「発達障害のある学生への支援体制を定めた規則（介助員）」	第1条・第2条	
	資料3-2-3-(7)-03 「発達障害のある学生への特別支援体制を定めた規則」		
	資料3-2-3-(7)-04 「発達障害のある学生への特別配慮を定めた規則」		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわか る資料		
	資料3-2-3-(8)-01 「身体障害のある学生への支援の実施状況」		
	資料3-2-3-(8)-02 「発達障害のある学生への支援の実施状況（支援計画）」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-03 「発達障害のある学生への支援の実施状況（支援記録）」		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関 係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 「障害者差別解消法に対応した取り組みがわかる資料」		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01 「心理的要因が原因で受講できない学生への欠課配慮の規定」		
	資料3-2-3-(10)-02 「心理的要因が原因で受講できない学生への欠課配慮の適用事 例」		
	発達障害の診断を受けていないが心理的な理由で登校できない学生に対して、授 業時間に保健室等で自習をすれば、一定の範囲内で授業に出席したとみなす配慮 を行っている。		

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。)	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料 (生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)		
■ 学生相談室	資料3-2-4-(1)-01 「学生相談室に関する規則」	第1～3条	
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02 「保健室の業務内容を示す資料」		
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-03 「相談員やカウンセラーの配置がわかる資料」		
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-04 「ハラスメント等の相談体制に関する規則」	第1・2条	
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-05 「ハラスメント等の相談窓口についての学生への周知を示す資料」		
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-06 「学生に対する相談案内に関する資料 (学生便覧)」		
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-07 「学生に対する相談案内に関する資料 (ちらし)」		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-08 「奨学金に関する厚生補導委員会規則」	第1・2条	
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-09 「奨学金についての学生への案内状況を示す資料」		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-10 「授業料減免に関する厚生補導委員会規則」	第1・2条	
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-11 「授業料等の減免に関する規則」	第1条～第4条	
□ 特待生			
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-12 「緊急時の貸与の実施状況を示す資料 (JASSO)」		
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-13 「緊急時の貸与の実施状況を示す資料 (福岡県)」		
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-14 「緊急時の貸与の実施状況を示す資料 (令和2年7月豪雨)」		
■ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	高専機構本部からの卓越した学生に対する授業料免除の実施について通知 (資料3-2-4-(1)-15) に基づき、学生主事・専攻科主事・各コース長より、成績優秀者もしくは課外活動・研究等で顕著な成績を挙げた学生の推薦を依頼し (資料3-2-4-(1)-16)、運営委員会での審議を経て対象者を決定し、授業料の減免を実施している。		
	資料3-2-4-(1)-15 「『卓越した学生に対する授業料免除』の概要がわかる資料」		
	資料3-2-4-(1)-16 「『卓越した学生に対する授業料免除』への対応がわかる資料」		
	資料3-2-4-(1)-17 「『卓越した学生に対する授業料免除』選考結果がわかる資料」		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 「健康診断の実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-4-(2)-02 「健康診断の日程・検査項目がわかる資料」		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 「相談実績がわかる資料（平成27年度～令和元年度）」		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-02 「奨学金の利用状況がわかる資料」		
	資料3-2-4-(3)-03 「授業料減免の実績がわかる資料」		

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。
- 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
<input checked="" type="checkbox"/> 整備している	資料3-2-5-(1)-01 「北九州工業高等専門学校キャリア支援室規則」	本校では、学生のキャリア形成並びに就職及び進学等を支援するため、平成27年度にキャリア支援室を設置した。	
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
<input checked="" type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料3-2-5-(2)-01 「R1年度キャリア育成関係の取組み計画」	・キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	
<input type="checkbox"/> 進路指導用マニュアルの作成	資料3-2-5-(2)-02 「R1年度キャリア教育に関する研修会・講演会」	特別活動の時間や放課後を活用して、キャリア教育に関する研修会や講演会を複数開催している。	
<input checked="" type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施	資料3-2-5-(2)-03 「H31年度オリエンテーション実施計画書（電気電子コース）」	・進路指導ガイダンスの実施	
<input type="checkbox"/> 進路指導室	資料3-2-5-(2)-04 「3年生オリエンテーションにおける進路指導資料（電気電子コース）」	3年生の4月に各コースで実施するオリエンテーションで、進路指導のガイダンスを行っている。例として、電気電子コースのオリエンテーション実施計画と説明資料を示す。	
<input checked="" type="checkbox"/> 進路先（企業）訪問	資料3-2-5-(2)-05 「就職担当教員が企業訪問を行っていることがわかる資料」	・進路先（企業）訪問	
	資料3-2-5-(2)-06 「短期工場見学を実施していることがわかる資料」	就職担当の教員による企業訪問の外に、学生は各学年で年2回地元企業の工場を訪問し、業務内容の詳細を学んだ上で、施設見学を行っている。工場見学は授業の一環として実施しており、対象クラスの学生は全員参加している。	
<input checked="" type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会	資料3-2-5-(2)-07 「R1年度OBOGによる業界セミナー（企業説明会）開催記録」	・進学・就職に関する説明会	
	資料3-2-5-(2)-08 「H30年度高専生のための合同会社説明会（九州地区）の実施と参加状況」	本校主催でOBOGによる企業説明や地元企業を紹介する説明会、大学編入に関する説明会を随時実施している。また、就活支援企業による企業説明会にも積極的に学生を参加させている。	
	資料3-2-5-(2)-09 「R1年度企業主催就活イベント案内状」		
	資料3-2-5-(2)-10 「R1年度北九州高専技術コンソーシアム会員企業紹介イベント」		
<input type="checkbox"/> 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	資料3-2-5-(2)-11 「R1年度就活イベント参加状況一覧」		
<input type="checkbox"/> 資格取得による単位修得の認定	資料3-2-5-(2)-12 「R1年度大学説明会開催実施状況」		

<p>■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等</p>	資料3-2-5-(2)-13 「創立50周年記念基金に基づく本校学生の海外派遣助成事業」	<p>・外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 本校では、創立50周年記念基金に基づく本校学生の海外派遣助成事業を実施している。</p>		
	資料3-2-5-(2)-14 「創立50周年記念事業基金規則」			
	資料3-2-5-(2)-15 「R1年度創立50周年記念基金事業計画」			
	資料3-2-5-(2)-16 「R2年度専攻科夏期留学対応科目シラバス」	<p>単位認定については、専攻科で夏期留学対応科目を開設している。</p>		
	資料3-2-5-(2)-17 「交流協定締結大学等一覧」	<p>また、複数の海外大学と交流協定を締結している。</p>		
	<p>■ その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>		
	<p>インターンシップや就職・進学に関する教育のサポートを行うため教育サポーター（非常勤職員）を複数名配置している。</p> <p>資料3-2-5-(2)-18「教育サポーターの職務内容がわかる資料」</p> <p>教育サポーターの支援の下、準学士課程4年（平成22年度から）と専攻科1年（平成29年度から）を対象に、地元産業界と連携した長期のインターンシップを継続して実施している。</p>			
	資料3-2-5-(2)-18 「教育サポーターの職務内容がわかる資料」			
	資料3-2-5-(2)-19 「準学士課程4年対象長期学外実習の内容がわかる資料」			
	資料3-2-5-(2)-20 「専攻科1年対象長期インターンシップの内容がわかる資料」			
資料3-2-5-(2)-21 「準学士課程4年対象長期学外実習への参加状況がわかる資料」				
資料3-2-5-(2)-22 「専攻科1年対象長期インターンシップへの参加状況がわかる資料」				
<p>(3) (2)の取組が機能しているか。</p>	<p>◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料</p>			
<p>■ 機能している</p>	資料3-2-5-(3)-01 「R1年度卒業生進路」	<p>様々なキャリア支援の取組の結果、殆どの学生が希望する企業への就職や大学への編入を果たしている。</p>		
	資料3-2-5-(3)-02 「R1年度海外派遣状況がわかる資料」	<p>海外派遣助成等を活用して多くの学生が、海外への留学や海外でのインターンシップを経験し、赤枠に示すように単位認定を受けた事例もある。</p>		

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-07 「厚生補導委員会規則」		
	資料3-2-6-(1)-01 「学生指導・支援体制の図」		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 「顧問担当一覧」		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「外部コーチ・非常勤職員一覧」		
	資料3-2-6-(3)-02 「体育文化関係費取扱要領」		
	資料3-2-6-(3)-03 「後援会費決算書」		
	資料3-2-6-(3)-04 「予算要求事項積算内訳（学生厚生補導経費）」		

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 「学生寮規則」		
	資料3-2-7-(1)-02 「学生寮委員会・役割分担表」		
	資料3-2-7-(1)-03 「寮生会役員一覧」		
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 「学生寮の施設概要」		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(3)-01 「学生寮の建物平面図（勉学）」	主事室は、学生からの利用申請があれば、勉学の場として開放している。	
	資料3-2-7-(3)-02 「自習時間の設定状況がわかる資料」		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 「在寮生数調」		
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-02 「寮生学習会計画」	メモ書きであるが、中間試験前の勉強会を「食堂」で「5/23, 28, 30」に開催するという意味である。	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 「学生寮委員会規則」		

3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準3

優れた点

改善を要する点

基準 4 財務基盤及び管理運営

<p>評価の視点</p> <p>4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p>			
<p>観点 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。</p>			
<p>関係法令 (設)第27条の2</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 「貸借対照表 (平成27～令和元年度)」		
	資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書 (平成27～令和元年度)」		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金内訳表」		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 「臨時損失・臨時利益内訳表」		
<p>(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。</p> <p>■ 保有している</p>	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 「校地、校舎等の資産が確認できる資料」		
<p>(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の経常的な収入を確保しているか。</p> <p>■ 確保している</p>	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 「経常的な収入を確保していることがわかる資料」	P5～7	
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
<p>(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。</p> <p>■ 支出超過となった年があった</p>	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書 (平成27～令和元年度)」		
	資料4-1-1-(4)-01 「年度別利益分析推移表」		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	(再掲) 資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書 (平成27～令和元年度)」において平成27～29年度の支出が超過している要因は、固定資産の減価償却費及び資料4-1-1-(4)-01 「年度別利益分析推移表」で示した科研費などの自己収入による固定資産購入の影響によるものである。併せて平成28年度については、前年度に仮払をした旅費を当年度に費用化した影響によるものである。		

観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」		
	資料4-1-2-(1)-02 「北九州工業高等専門学校年度計画（令和2年度）」		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-03 「校内予算の配分方針がわかる資料」		
	資料4-1-2-(1)-04 「令和元年度予算について」		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(1)-03 「校内予算の配分方針がわかる資料」	メールにて各コース長・教育研究支援室・各委員長・事務部に周知されている。	
	資料4-1-2-(1)-04 「令和元年度予算について」	(再掲) 資料4-1-2-(1)-04「令和元年度予算について」は、運営委員会において審議・承認されており、本校のグループウェア上に、資料4-1-2-(2)-01「運営委員会議事要録」及び会議資料（（再掲）資料4-1-2-(1)-04「令和元年度予算について」を含む）を掲載している。	
	資料4-1-2-(2)-01 「運営委員会議事要録」		

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
■ 行っている	資料4-1-2-(1)-04 「令和元年度予算について」		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-01 「校長裁量経費の配分方法及び配分実績がわかる資料」		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」		
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-02 「予算配分に係る審議状況がわかる資料（予算専門部会）」		
	資料4-1-2-(2)-01 「運営委員会議事要録」		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-03 「キャンパスマスタープラン」		

(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-03 「校内予算の配分方針がわかる資料」		
	資料4-1-3-(1)-01 「校長裁量経費の配分方法及び配分実績がわかる資料」		
	(再掲) 資料4-1-2-(1)-03 「校内予算の配分方針が分かる資料」で示したように、総務課財務係を中心に各部署等へヒアリングを行い、それを基に次年度(当年度)予算案を作成する。その後主事やコース長らで構成される予算専門部会にて審議を行い、運営委員会に上程、承認を得た後、それに基づき資源配分を行う。 また、校長裁量経費のうち、プロジェクト・若手プロジェクト経費及び重点化配分経費に関しては、(再掲)資料4-1-3-(1)-01「校長裁量経費の配分方法及び配分実績がわかる資料」で示したように、教員から提出された資料等に従い、校長面談を行ったうえ、校長判断の配点に応じて各教員に資源配分が行われ、その他の要望事項に関しても校長判断のうえ配分を行っている。		
(3) 資源配分の内容について、関係者(教職員等)に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者(教職員等)への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-3-(3)-01 「令和元年度当初予算について(通知)」		
	資料4-1-3-(3)-02 「校長裁量経費等の明示状況を把握できる資料」		

<p>観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。 <p>関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。</p> <p>■ 作成・公表している</p>	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」	https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	
		※機構のホームページ上で公開している	
<p>(2) 財務に係る監査等を実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 「会計監査実施規則」		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 「平成28年度監事監査・内部監査・情報セキュリティ監査報告書」		
	資料4-1-4-(2)-03 「R1高専間相互監査報告事項等一覧」 資料4-1-4-(2)-04 「令和元年度学内監査報告書」		
<p>4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

評価の視点			
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】 ○ 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(1)-01 「管理運営体制のわかる図」 資料2-1-3-(1)-02 「主事会議規則」 資料2-1-3-(1)-03 「運営委員会規則」		
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料 (組織図等) 資料4-2-1-(1)-01 「管理運営体制のわかる図」		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料 資料4-2-1-(3)-01 「校長、主事等の役割分担がわかる資料」	それぞれの規則において、校長、主事等の役割が明確に示されている。	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(4)-01 「事務組織の体制がわかる資料」		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 資料4-2-1-(5)-01 「平成31年度各種委員会委員等一覧」	赤色網掛け部分が事務職員を表す。ほぼ全ての委員会において、事務職員が構成員として構成されている。	
(6) (1)~(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料 (会議の開催回数、議事要旨等。) 資料2-1-3-(2)-02 「会議開催状況一覧」	本校の管理運営に関わる委員会である運営委員会は、11回開催されている。また、校長・主事が委員長を務める各会議においても定期的に開催している。	

観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
<p>【留意点】なし。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	◇規程等、整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(1)-01 「危機管理規則」		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	◇危機管理マニュアル等の資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(2)-01 「危機管理マニュアル」		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料4-2-2-(3)-01 「防火防災訓練の実施状況がわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-02 「救急法講習会の実施状況がわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-03 「学生寮防災避難訓練の実施状況がわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-04 「標的型メール対応訓練の実施状況がわかる資料」		
観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
■ 行っている	資料4-2-3-(1)-01 「外部資金受入状況」		
	資料4-2-3-(1)-02 「外部資金受入れへの取組がわかる資料」		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されている	資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費等の取扱いに関する規則」		
	資料4-2-3-(2)-02 「公的研究費等使用ハンドブック（北九州高専）」		
	資料4-2-3-(2)-03 「国立高等専門学校機構における公的研究費等の運営・管理体制」		
	資料4-2-3-(2)-04 「北九州工業高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者の指定について」		

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 「交流協定締結大学一覧」		
	資料4-2-4-(1)-02 「H30北九州商工会議所と連携協定締結」		
	資料4-2-4-(1)-03 「H28 J E T R O 北九州と連携推進協定締結」		
	資料4-2-4-(1)-04 「海外で活躍する日本人研究者講演会」		
	資料4-2-4-(1)-05 「共同研究一覧 (H28-R1)」		

観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料4-2-5-(1)-01 「SD等の実施に係る規則」		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-02 「研修等実施状況一覧」		

4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

<p>評価の視点</p> <p>4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</p>			
<p>観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。</p>			
<p>関係法令 (施)第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針</p> <p>■ 教育研究上の基本組織</p> <p>■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</p> <p>■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画</p> <p>■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準</p> <p>■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用</p> <p>■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p>	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 「刊行物掲載項目チェック表」		
	◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表		
<p>4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

基準4

優れた点			
本校では、教育研究活動に係る経費である「教育研究重点化促進経費」は、教育・研究・運営等への貢献度について、各教員から提出された調査票と校長面談を経て、校長が査定し配分額を決定する仕組みをとっており、校長のリーダーシップの下で、教育研究活動の活性化を促進している。			
改善を要する点			

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

<p>評価の視点</p> <p>5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p>			
<p>観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p>			
<p>関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、適切な授業科目を体系的に配置しているか。</p> <p>■ 配置している</p>	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 「教育課程表」		
	資料5-1-1-(1)-02 「科目系統図」		
<p>(2) 一般教育の充実に配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01 「教育課程表（一般科目）」	高等専門学校設置基準第18条で規定された75単位を上回る80単位を卒業に必要な単位数として設定しており、一般教育の充実に配慮しているといえる。	
<p>(3) 進級に関する規定を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 「進級に関する規定がわかる資料」	第6条	
<p>(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。</p> <p>■ 確保している</p>	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 「総授業日数」		
<p>(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 「特別活動の年間活動時間数がわかる資料」	資料5-1-1-(5)-01に具体的な実施内容を示すが、各クラスの学級活動（年間10回）と学校行事を合わせると各学年60単位時間以上となり、十分な時間を確保している。	

観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】			
○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。			
○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令（設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
<input type="checkbox"/> 他学科の授業科目の履修を認定			
<input checked="" type="checkbox"/> インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップによる単位認定に関する資料」		
<input type="checkbox"/> 正規の教育課程に関わる補充教育の実施			
<input type="checkbox"/> 専攻科課程教育との連携			
<input checked="" type="checkbox"/> 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-02 「外国語の基礎能力の育成に関する資料」		
<input type="checkbox"/> 資格取得に関する教育			
<input checked="" type="checkbox"/> 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-03 「他の高等教育機関との単位互換制度に関する資料」		
<input checked="" type="checkbox"/> 個別の授業科目内での工夫	資料5-1-2-(1)-04 「個別の授業科目内での工夫に関する資料」	養成する人物像（3）、（4）、（5）で掲げた技術者育成をより確かなものにするために、授業科目内で工夫した例。実験科目の中で地域の仕事について調べてディスカッションするというテーマを取り入れることで、地域マインドを喚起する等工夫をしている。	
<input type="checkbox"/> 最先端の技術に関する教育			
<input type="checkbox"/> その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
<input checked="" type="checkbox"/> 適切に取り扱っている	資料5-1-2-(1)-03 「他の高等教育機関との単位互換制度に関する資料」		
	資料5-1-2-(2)-01 「他の高等専門学校・大学等で修得した単位の取扱い要領」		

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料2-4-1-(3)-01 「PBL型授業の科目一覧」		
	◇実施状況がわかる資料 資料5-1-3-(1)-01 「創造デザイン演習IIシラバス」 資料5-1-3-(1)-02 「創造デザイン演習IIの実施状況が分かる資料」 資料5-1-3-(1)-03 「創造ロボット演習Iシラバス」 資料5-1-3-(1)-04 「創造ロボット演習Iの実施状況がわかる資料」		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	H27年度に開催されたPBLに関するFD講演会を受けて、H28年度以降、PBLを導入する授業科目を増やした（（再掲）資料2-4-1-(3)-01）。その結果、学生が創造力を発揮して、以下の成果が得られた。		
	資料5-1-3-(1)-05 「コンテスト等受賞一覧（H28-31）」		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。） 資料5-1-3-(2)-01 「キャリア支援室の概要」 資料5-1-3-(2)-02 「教育コーディネーター（〔現〕教育サポーター）の役割がわかる資料」 資料5-1-3-(2)-03 「北九州地域産業人材育成フォーラム資料」 資料5-1-3-(2)-04 「学外実習シラバス」 資料5-1-3-(2)-05 「長期学外実習シラバス」 資料5-1-3-(2)-06 「北九州市・日本政策金融公庫・本校で連携協定」	本校では「キャリア支援室」がインターンシップ関連業務を担当しており、企業技術者を教育コーディネーター（〔現〕教育サポーター）として採用したり、北九州地域産業人材育成フォーラムに参加したりするなど、外部リソースを活用し、学外実習（特に長期学外実習）のインターンシップ先として地元ものづくり企業の開拓を行い、より多くの学生が参加できるように取り組んでいる。また、地域の中核的な役割を担う人材育成および地域が抱える課題の解決を目的とする連携協定を締結し、実践力を育む機会の拡充に努めている。	

◇実施状況がわかる資料	
資料5-1-3-(2)-07 「キャリア支援室の配布資料」	キャリア支援室の取組の一つとして、社会で実践していくために必要なスキルが身についているかを「見える化」する仕組みを導入した。
資料3-2-5-(2)-18 「教育サポーターの職務内容がわかる資料」	教育サポーターは企業開拓から実習内容の調整、参加学生への支援等を担当している。活動内容の例として、資料5-1-3-(2)-08に「長期学外実習」に関する年間スケジュールと実習初日のオリエンテーションに関する資料を、資料5-1-3-(2)-09に今年度の実習内容調整結果一覧を示している。
資料3-2-5-(2)-19 「準学士課程4年対象長期学外実習の内容がわかる資料」	
資料5-1-3-(2)-08 「教育サポーターの活動内容がわかる資料」	その他にも、実践力を育む場を提供するため資料5-1-3-(2)-10、11のような取り組みを行っている。
資料5-1-3-(2)-09 「R2本科長期学外実習企業一覧」	
資料5-1-3-(2)-10 「ビジネスプラン特別授業開催」	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。
資料5-1-3-(2)-11 「『次世代エンジニア育成国際ハッカソン2019』を開催」	
資料5-1-3-(2)-12,13のとおり、 教育サポーターを配置したH28年度以降の学外実習、長期学外実習の推移を見ると学生参加者数が年々増加している。また、長期学外実習の協力企業数も20社を超え、実践力を育む機会を拡充し、それを利用する学生を増やすことに成功している。このような取組の中で、資料5-1-3-(2)-14に示す成果を得られた。	
資料5-1-3-(2)-12 「本科学外実習参加者数の推移」	
資料5-1-3-(2)-13 「本科長期学外実習協力企業数&参加者数の推移」	
資料5-1-3-(2)-14 「ビジネスコンテストで受賞」	

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

本校では国際交流委員会が中心となって学生の国際対応力を育む取組を行っている。資料5-1-特-01に概要を示すが、国際対応力は実践により育むという考えのもと、まずは低学年生向けに国際交流プログラム説明会の開催や異文化体験イベント、上級生による海外派遣報告会を実施し、国際交流活動に関心を持ってもらう（資料5-1-特-02、03）。興味を持った学生には、異文化コミュニケーションの場として年に数回開催しているInternational café（旧：国際交流ラウンジ）への参加を促し、留学生や海外留学経験のある先輩との交流を通して、国際交流活動参加への意欲を高めてもらう（資料5-1-特-04、05）。そうした学生が上級生になって、海外研修や海外インターンシップ、国際学会、国際アイデアソン等へ参加あるいは海外留学を経験し、その体験を低学年生に伝えてもらう。（（再掲）資料5-1-特-03）このサイクルを繰り返すことで、多くの学生が国際交流を経験できるよう取組を行っている。学校としては、学生への国際交流プログラムの案内や海外インターンシップ先の開拓等を行うとともに（資料5-1-特-06、07）、海外派遣の手続きについてわかりやすい手引きを作成して配布したり、国際交流活動をけん引する学生として認められた学生に贈るバッジを制作したりするなど、学生の挑戦をサポートする取組を行っている（資料5-1-特-08、09）。

このような取組の中で、令和元年度には本校専攻科生が中心となって国際化のための学生組織「ICP」を立ち上げた。ICPは早速International caféの企画を担当するなど、今後の活動が期待される状況となっている（資料5-1-特-10）。

資料5-1-特-01 「国際化イメージ図」	
資料5-1-特-02 「2019 国際交流プログラム 1年生向け資料」	
資料5-1-特-03 「低学年向けの海外渡航報告会」	
資料5-1-特-04 「2016～2017国際交流ラウンジHP記事」	
資料5-1-特-05 「2018 International cafe-HP」	
資料5-1-特-06 「2019海外研修等揭示版」	
資料5-1-特-07 「2019海外インターンシップ揭示版」	
資料5-1-特-08 「2019海外渡航必要手続等手引」	
資料5-1-特-09 「バッジ選定基準」	
資料5-1-特-10 「2019 International cafe & ICP-HP」	

評価の視点			
5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らし、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 「授業形態の開講状況」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 1、2年次は、実験を25%程度入れている。各専門コースに分かれた後、3年から演習を適宜入れつつ徐々に実験の比率を上げて、実践的技術者となるために、講義で学んだ知識を応用する能力を育成できるように編成している。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 □ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01 「教材の工夫『微分積分II』自作演習ノート」		
	資料5-2-1-(2)-02 「少人数講義『工業英語』シラバス」		
	資料5-2-1-(2)-03 「討論型講義『公共倫理』シラバス」		
	資料3-1-2-(4)-01 「WebClass・Blackboard の利用状況」		
	資料5-2-1-(2)-04 「基礎学力不足の学生に対する配慮 補習連絡」		
資料5-2-1-(2)-05 「理科専門科目間連絡会議議事録」			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 □ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 □ その他 	<p>◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(1)-01 「Webシラバス 入力ガイド」</p> <p>資料5-2-2-(1)-02 「R2年度シラバス例」</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。</p>		
<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 改善を行っている 	<p>◇活用状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(2)-01 「シラバスの活用状況を把握していることがわかる資料」</p> <p>◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。</p> <p>シラバスの活用状況については、昨年度末に学生を対象とするアンケートを実施した。その結果を教務委員会で検討し、シラバスの周知や活用が十分でないことから、丁寧な対応が必要となることを確認した。</p>		
<p>(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1 単位当たり30時間を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確保している 	<p>◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）</p> <p>資料5-2-2-(3)-01 「R1年度学校行事一覧」</p> <p>資料5-2-2-(3)-02 「H31年度 年間授業日数」</p> <p>資料5-2-2-(3)-03 「H31年度前期授業時間割」</p> <p>資料5-2-2-(3)-04 「R1年度後期授業時間割」</p>	<p>年間行事予定表を基に各曜日の授業時間数を割り出し、1単位30時間を確保できるように前後期の時間割を作成している。</p>	

<p>(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。</p> <p>■ 1単位時間 = 50分で規定、45分で運用</p>	<p>◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。</p>		
	<p>資料5-2-2-(4)-01 「R1年度学生便覧に記載した授業時間」</p>		
	<p>1単位時間を45分とし、2単位時間連続授業を行っている。これにより、1単位時間での授業を2回実施する場合と比べて、点呼、課題回収、復習、導入及び授業の総括等の時間が短縮され、不足分を補った講義を実施している。このため、標準50分に相当する教育内容を確保できており適切である。</p>		
<p>(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>	<p>◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料</p>		
	<p>資料5-2-2-(5)-01 「H31年度学修単位科目一覧」</p>		
	<p>資料5-2-2-(5)-02 「学修単位シラバス例」</p>		
	<p>資料5-2-2-(5)-03 「1単位の履修時間が45時間であることがわかる資料」</p>	<p>本校ホームページに学修単位科目が授業時間以外の学修等を含めて45時間であることを明示し、学生に周知している。 https://www.kct.ac.jp/annai/kyouikukatsudou/syllabus/</p>	
<p>(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 授業外学習の必要性の周知</p> <p>■ 事前学習の徹底</p> <p>■ 事後展開学習の徹底</p> <p>■ 授業外学習の時間の把握</p> <p>□ その他</p>	<p>◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料</p>		
	<p>資料5-2-2-(5)-03 「1単位の履修時間が45時間であることがわかる資料」</p>	<p>授業開始に当たって、シラバスと実施計画書（資料5-2-2-(6)-01）を学生に提示すると共に、（再掲）資料5-2-2-(5)-03に示すように本校のホームページから随時閲覧させることで、授業外学習の必要性を周知している。実施計画書には、事前学習や事後展開学習の成果を確認する方法について具体的に記述している。授業内容の復習や演習課題等の授業外学習の時間は、提出された課題用ノートやレポートで把握している。</p>	
	<p>資料5-2-2-(6)-01 「H31年度学修単位科目実施計画書例」</p>		
	<p>資料5-2-2-(6)-02 「H31年度学修単位科目実施報告書例」</p>		
	<p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>		
<p>5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			

<p>評価の視点</p> <p>5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>なし。</p>			
<p>関係法令（設）第17条の3</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 資料5-3-1-(1)-01 「成績評価や単位認定に関する規定」	第4～6条	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料5-3-1-(2)-01 「シラバスの記載例」 資料5-3-1-(2)-02 「成績評価の組織内でのチェックの実施手順・実施計画・実施例がわかる資料」		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料 資料5-3-1-(3)-01 「学修単位科目の学修・評価の状況を学校として把握していることを示す資料」		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料5-3-1-(4)-01 「成績評価・単位認定基準の学生への周知がわかる資料（学生便覧）」 資料5-3-1-(4)-02 「ウェブサイトでの成績評価や単位認定に関する案内状況がわかる資料」	https://www.kct.ac.jp/annai/kyouikukatsudou/syllabus/syllabus04.html	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料 資料5-3-1-(5)-01 「成績評価方法・単位認定基準の学生の認知度に関するアンケートの実施に関する資料」 資料5-3-1-(5)-02 「成績評価方法・単位認定基準の学生の認知度がわかる資料」		

<p>(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(6)-01 「追試験の成績評価の規定」</p> <p>資料5-3-1-(6)-02 「再試験に関する規定」</p> <p>資料5-3-1-(6)-03 「再試験の取り扱いがわかる資料」</p>	<p>第3条</p> <p>第6条</p>	
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p> <p>■ ある</p>	<p>◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(7)-01 「成績評価結果に関する意見申立の機会（欠課時数の訂正）」</p> <p>資料5-3-1-(7)-02 「成績評価結果に関する意見申立の機会（答案返却）」</p>	<p>学年末の定期試験期間中に、各教室に個人別の1年間の欠課時数・遅刻回数を示した表を掲示し、確認・訂正の申し出を促している。</p> <p>前期期末試験後、後期定期試験後に答案返却のための授業を編成し、採点の誤りの申し出を受け付けている。</p>	
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 成績評価の妥当性の事後チェック</p> <p>■ 答案の返却</p> <p>■ 模範解答や採点基準の提示</p> <p>■ GPAの進級判定への利用</p> <p>□ 成績分布のガイドラインの設定</p> <p>■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック</p> <p>■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック</p> <p>□ その他</p>	<p>資料5-3-1-(8)-01 「成績評価の妥当性の事後チェックの状況がわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(7)-02 「成績評価結果に関する意見申立の機会（答案返却）」</p> <p>資料5-3-1-(8)-02 「模範解答の例がわかる資料（数学）」</p> <p>資料5-3-1-(8)-03 「GPAに関する規定がわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(8)-04 「課程修了不合格者の認定状況がわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(8)-05 「試験問題のチェックが行われていることを示す資料」</p> <p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。</p> <p>学年末のコース会議での、成績一覧表の配布、授業担当教員による成績の概要説明、質疑・応答により、成績評価の妥当性がチェックされている。（資料5-3-1-(8)-01）</p> <p>期末試験後に答案返却授業が実施され、ここで模範解答、採点基準等が示され、その後採点ミスの修正、質問への対応が行われる。（（再掲）資料5-3-1-(7)-02、資料5-3-1-(8)-02）</p> <p>学年末の全教員出席による「成績判定会議」では、学生のGPAを基準に再試験対象か留年かの判定が行われ、単位認定基準の厳格性が担保されている。（資料5-3-1-(8)-03・04）</p> <p>成績評価の組織内チェックにおいては、複数年にわたり同じ試験問題が繰り返されていないか、および試験問題の難易度が適切かについても点検が行われている。（資料5-3-1-(8)-05）</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>		

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

なし。

関係法令 (法)第117条 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01 「北九州工業高等専門学校学則」	第7条	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01 「本科のディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」		
	資料5-3-2-(2)-02 「北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則」	第6条および第7条	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01 「成績一覧表」	卒業認定は、まず各コースにおいて資料5-3-2-(2)-02に基づいて確認を行い（資料5-3-2-(3)-01）、その結果を卒業認定会議に挙げ、全教員が資料（資料5-3-2-(3)-02）の内容を確認し、校長が卒業者を認定する。	
	資料5-3-2-(3)-02 「卒業認定者一覧」		
	資料5-3-2-(2)-02 「北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則」		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01 「学生に配布する学生便覧」	第6条および第7条	
	資料5-3-2-(2)-01 「本科のディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」	https://www.kct.ac.jp/annai/mittsunohoushin.html#DP	
	資料5-3-2-(2)-02 「北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則」	https://www.kct.ac.jp/data/files/annai/kyouikujoyouhou/gakugyouseiseki.pdf	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01 「学生の認知状況を把握していることがわかる資料」		

5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 5

優れた点

改善を要する点

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

<p>評価の視点</p> <p>6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>			
<p>観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p>			
<p>【留意点】</p> <p>○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>関係法令（設）第3条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p> <p>資料6-1-1-(1)-01 「本科入学試験の実施方法等がわかる資料」</p> <p>資料6-1-1-(1)-02 「編入学試験の実施方法等がわかる資料」</p>	<p>詳細については訪問調査時に掲示</p>	
<p>観点 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p>			
<p>【留意点】なし。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇検証の体制に関する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01 「入試対策検討ワーキンググループが入学者選抜の検証・改善を行っていることがわかる資料」</p> <p>資料6-1-2-(1)-02 「自己点検・自己評価委員会が入学者選抜の検証・改善を行っていることがわかる資料」</p>		
	<p>◇改善に役立てる体制に関する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01 「入試対策検討ワーキンググループが入学者選抜の検証・改善を行っていることがわかる資料」</p> <p>資料6-1-2-(1)-02 「自己点検・自己評価委員会が入学者選抜の検証・改善を行っていることがわかる資料」</p>	<p>資料6-1-2-(1)-01, 02に示すように、入試委員会の下部組織である入試対策検討ワーキンググループおよび自己点検・自己評価委員会が入試の検証・改善に関する作業を行っている。</p>	

<p>(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇検証を行っていることがわかる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-01 「入試対策検討ワーキンググループが検証したことがわかる資料」</p> <p>資料6-1-2-(2)-02 「自己点検・自己評価委員会が検証したことがわかる資料」</p>		
<p>(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>■ 改善に役立てている</p>	<p>◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。</p> <p>資料6-1-2-(3)-01 「入学者選抜の改善に役立てていることがわかる資料」</p> <p>資料6-1-2-(3)-02 「R1 調査書」</p> <p>資料6-1-2-(3)-03 「入学者選抜の改善に役立てていることがわかる資料2」</p> <p>資料6-1-2-(3)-04 「北九州工業高等専門学校学生募集室規則」</p> <p>平成24年より入試対策ワーキンググループおよび自己点検・自己評価委員会により入試の見直しが行われた（資料6-1-2-(2)-01, 02）。資料6-1-2-(3)-01に記載されているように、入学者のアドミッション・ポリシーの確認を明確化するために、平成26年度より中学校から提出される調査書の書式を見直した（資料6-1-2-(3)-02）。また、資料6-1-2-(3)-03にあるように、「工学適性検査」を廃止するなど推薦入試についても見直しを図った。なお、入試対策ワーキンググループを発展解消させて、令和2年度より「学生募集室」という入学者選抜に関する検証・改善に特化した部署を設立した（資料6-1-2-(3)-04）。</p>		

観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
- (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文科科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所 資料6-1-3-(1)-01 「定員を定めた学則の規定」	第2条	
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料6-1-3-(2)-01 「入学定員の改善を図る体制がわかる資料(1)」 資料6-1-3-(2)-02 「入学定員の改善を図る体制がわかる資料(2)」	第2条 第2条第4～7号	
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 6

優れた点			
改善を要する点			

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-05 「教務委員会規則」		
	資料5-3-2-(2)-02 「北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則」		
	資料7-1-1-(1)-01 「学年末の成績評価の流れ図」		
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-2-(3)-01 「成績一覧表」		
	資料5-3-2-(3)-02 「卒業認定者一覧」		
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(2)-01 「成績評価に関する会議について（案内メール）」		
	資料7-1-1-(2)-02 「成績評価に関する会議について（案内文章）」		
	資料7-1-1-(2)-03 「成績に関するコース会議について」		
	資料7-1-1-(2)-04 「再試験結果確認会議の開催について」		
	資料7-1-1-(2)-05 「卒業認定・及落認定会議議事要録」		
	資料7-1-1-(3)-01 「本科卒業生一覧」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
資料7-1-1-(3)-01より、第5学年課程修了卒業判定不合格者数（休学者を除く）は、過去5年間において、多い年度でも約1%となっており、十分な学習・教育の成果が認められる。			

観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。			
○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するた ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(1)-01 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料」		
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-08 「卒業（修了）時の学生に対するアンケートの実施に関する資料」	P1~2	
	資料1-1-3-(1)-09 「卒業（修了）時の学生に対するアンケート結果」	P2~6	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01 「卒業生に対するアンケートの実施とその結果に関する資料」		
	資料7-1-2-(3)-02 「意見聴取の結果に基づく成果の把握・評価の状況が分かる資料」		
	資料7-1-2-(3)-03 「意見聴取の結果に基づく成果の把握・評価をまとめた資料」		
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料7-1-2-(4)-01 「進路先関係者に対するアンケートの実施とその結果に関する資料」		
	資料7-1-2-(3)-02 「意見聴取の結果に基づく成果の把握・評価の状況が分かる資料」		
	資料7-1-2-(3)-03 「意見聴取の結果に基づく成果の把握・評価をまとめた資料」		

(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる		
	資料7-1-2-(5)-01 「学習・教育の成果が認められるかを確認したことがわかる資料1」	
	資料1-1-3-(1)-19 「意見聴取にもとづく自己点検・評価の報告状況がわかる資料」	
	◆左記(2)~(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。	
	語学力および文化理解とコミュニケーション能力の達成度が低く、これらの養成に向けて改善が必要ではあるが、身に着けた学力・資質・能力は卒業生や進路先に高く評価されており、全体として学習・教育の成果が認められる。	

観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第122条 (施)第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】卒業生進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	【別紙様式】卒業生進路実績表に示すように、本科卒業生は各専門分野に関連する企業に就職し、さらに、理工系大学や本校専攻科へ進学していることから、本校の養成しようとする人材像にかなった成果が得られている。		

7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 7

優れた点			
改善を要する点			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

<p>評価の視点</p> <p>8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p> <p>○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校では本科 4 年次から専攻科 2 年次までの 4 年間について、全学科を一つにした複合型の工学教育プログラム（教育プログラム名「生産デザイン工学」）を設定し、平成 16 年度からこのプログラムによる教育を実施している。この教育プログラムは平成 18 年 5 月に JABEE 認定を受けており、その後平成 22 年度、28 年度に継続審査を受けることで認定を継続しており、その際に本観点を満たすことが確認されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
<p>観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校では本科 4 年次から専攻科 2 年次までの 4 年間について、全学科を一つにした複合型の工学教育プログラム（教育プログラム名「生産デザイン工学」）を設定し、平成 16 年度からこのプログラムによる教育を実施している。この教育プログラムは平成 18 年 5 月に JABEE 認定を受けており、その後平成 22 年度、28 年度に継続審査を受けることで認定を継続しており、その際に本観点を満たすことが確認されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		

観点8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校では本科4年次から専攻科2年次までの4年間について、全学科を一つにした複合型の工学教育プログラム（教育プログラム名「生産デザイン工学」）を設定し、平成16年度からこのプログラムによる教育を実施している。この教育プログラムは平成18年5月にJABEE認定を受けており、その後平成22年度、28年度に継続審査を受けることで認定を継続しており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】
 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）
 本校専攻科は平成28年度に特例適用専攻科として認定されているが、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】
 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）
 本校では本科4年次から専攻科2年次までの4年間について、全学科を一つにした複合型の工学教育プログラム（教育プログラム名「生産デザイン工学」）を設定し、平成16年度からこのプログラムによる教育を実施している。この教育プログラムは平成18年5月にJABEE認定を受けており、その後平成22年度、28年度に継続審査を受けることで認定を継続しており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		

<p>(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。</p>	<p>◇学校として把握していることがわかる資料</p>		
<p>(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。</p>	<p>◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。） がわかる資料</p>		
<p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p>	<p>◇認知状況がわかる資料</p>		
<p>(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。</p>	<p>◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料</p>		
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p>	<p>◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料</p>		
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p>	<p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>		

観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】
 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）
 本校では本科4年次から専攻科2年次までの4年間について、全学科を一つにした複合型の工学教育プログラム（教育プログラム名「生産デザイン工学」）を設定し、平成16年度からこのプログラムによる教育を実施している。この教育プログラムは平成18年5月にJABEE認定を受けており、その後平成22年度、28年度に継続審査を受けることで認定を継続しており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や修了認定基準		
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		

8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。

<p>評価の視点</p> <p>8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。</p>			
<p>観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p>		
	<p>資料8-2-1-(1)-01 「募集要項」</p>		
	<p>資料8-2-1-(1)-02 「R3専攻科入学者選抜実施要項_目次」</p>	<p>詳細については訪問調査時に掲示</p>	

観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【留意点】
なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-06 「 専攻科委員会規則 」	第2条「（3）その他専攻科に関すること」に基づき、専攻科に入学した学生に関する調査は専攻科委員会が担当している。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-04 「 入学試験委員会規則 」	第2条に基づき、入学試験委員会が入学者選抜の改善を担当している。	
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 「 専攻科APに関する調査結果 」		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 ■ 改善に役立っている			
	資料8-2-2-(3)-01 「 検証結果を改善に役立っていることがわかる資料 」		
	資料8-2-2-(3)-02 「 改善前の資料 」		
	資料8-2-2-(3)-03 「 改善後の資料 」		
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立っている状況について、資料を基に記述する。 資料8-2-2-(2)-01より専攻科APで求める学生像に沿った学生が受け入れられているかの確認を行い、資料8-2-2-(3)-01に示すように専攻科委員会、入試委員会の審議を経て「求める学生像に沿った学生であることをチェックする欄を調査書に設ける」（資料8-2-2-(3)-02「改善前の資料」、資料8-2-2-(3)-03「改善後の資料」参照）ことで本科と同じように入試段階での判断が可能となった。		

観点8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所 資料8-2-3-(1)-01 「学生定員を定めていることがわかる資料」		
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料2-1-3-(1)-04 「入学試験委員会規則」 資料2-1-3-(1)-06 「専攻科委員会規則」		
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述す 資料8-2-3-(4)-01 「学修総まとめ科目を指導できる教員数」 資料8-2-3-(4)-02 「教育環境の改善を行ったことがわかる資料」 特定適用専攻科として認定を受けた「学修総まとめ科目を指導できる教員」数が多く、教員1名につき2名の学生を指導できるため、指導できる学生の最大数（90名）は、現在の定員（35名）の倍以上となっている。したがって、定員を上回る学生を受け入れた年度もあるが教育に関して支障は生じていない。なお、入学者が増えた年度には資料8-2-3-(4)-02に示す通り講義室の机と椅子を追加するという改善を行った。		

8-2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

観点8-2-②-(2)において、専攻科委員会がアドミッションポリシーに沿った学生を受け入れているかの検証を行っていたが、専攻科委員会は他の審議事項も多く十分な検証ができる体制にないと思われたため、入試対策部署として入学試験委員会の直下に学生募集室委員会を新たに設置し、入学者選抜の検証・改善体制を整備した。

（再掲）資料6-1-2-(3)-04「北九州工業高等専門学校学生募集室規則」

[資料6-1-2-\(3\)-04 「北九州工業高等専門学校学生募集室規則」](#)

評価の視点
 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】
 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(1)-01 「北九州工業高等専門学校専攻科の履修等に関する規則」		
	資料8-3-1-(1)-02 「北九州工業高等専門学校専攻科認定会議規則」		
	資料8-3-1-(1)-03 「修了判定スケジュール」		
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01 「成績一覧表」		
	資料8-3-1-(2)-02 「修了認定者一覧」		
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(2)-03 「専攻科修了認定会議について（案内文書）」		
	資料8-3-1-(2)-04 「専攻科修了認定会議議事要録」		
	資料8-3-1-(3)-01 「専攻科修了生一覧」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-3-1-(3)-01より、専攻科修了判定不合格者数（休学者を除く）は、過去5年間に於いて4%以内となっており、十分な学習・教育の成果が認められる。		

観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-2-(1)-01 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料」 資料2-1-3-(1)-06 「専攻科委員会規則」 資料2-1-3-(1)-10 「JABEE・認証評価専門部会規則」 資料2-1-3-(1)-11 「創造教育推進センター委員会規則」	第3条第1号 第2条第4号	
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料8-3-2-(2)-01 「修了時の学生に対するアンケートの実施に関する資料」 資料8-3-2-(2)-02 「修了時の学生に対するアンケートの実施結果」		
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-2-(3)-01 「修了生に対するアンケートの実施に関する資料」 資料8-3-2-(3)-02 「修了生（就職者）に対するアンケートの実施結果」 資料8-3-2-(3)-03 「修了生（進学者）に対するアンケートの実施結果」		
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料1-1-3-(1)-15 「就職先関係者に対するアンケートの実施に関する資料」 資料8-3-2-(4)-01 「就職先関係者に対するアンケートの実施結果」 資料1-1-3-(1)-17 「進学先関係者に対するアンケートの実施に関する資料」 資料8-3-2-(4)-02 「進学先関係者に対するアンケートの実施結果」		

<p>(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>資料8-3-2-(5)-01 「修了時の学生に対するアンケート結果の把握・評価の実施状況がわかる資料」</p> <p>資料8-3-2-(5)-02 「修了生、就職先、進学先に対するアンケート結果の把握・評価の実施状況がわかる資料」</p> <p>◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p> <p>資料8-3-2-(5)-02に示すように、進路先へのアンケートの結果より、専攻科修了生が修了時に身に付けた学力・資質・能力は非常に高く評価されており、学習・教育・研究の成果が十分に認められる。しかしながら、資料8-3-2-(5)-01および資料8-3-2-(5)-02に示すように、修了生の自己分析では、「文化理解とコミュニケーション能力」の達成度が若干低く、厳しい評価をしている。学生自身、自分の能力に自信を持たせるような工夫が在籍中の教育に必要と考えられる。今後改善の余地がある。</p>		
<p>観点 8 - 3 - ③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>【留意点】なし。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◇【別紙様式】修了者進路実績表</p>		
<p>(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。</p> <p>【別紙様式】修了者進路実績表に示すように、専攻科修了生は各専門分野に関連する企業に就職し、さらに、理工系大学大学院へ進学していることから、本校の養成しようとする人材像にかなった成果が得られている。</p>		

観点 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】
 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する欄をチェック）
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する <input type="checkbox"/> 欄をチェック <input checked="" type="checkbox"/> ）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 「学位記受領確認簿 (R1～H27) 」		
	資料8-3-4-(1)-02 「学位申請者数と学位取得者数がわかる資料」		

8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 8

優れた点

改善を要する点
